

軽費老人ホーム もくせいの里
重要事項説明書

1. 事業主体概要

事業者の名称	社会福祉法人 聖隷福祉事業団
法人所在地	静岡県浜松市中央区元城町 218 番地 26
電話番号	053-413-3300
FAX 番号	053-413-3314
代表者氏名	理事長 青木 善治
設立年月日	昭和 27 年 5 月 17 日

2. ご利用施設

施設の名称	軽費老人ホーム もくせいの里
施設の所在地	静岡県浜松市浜名区細江町中川 7172-699
施設長名	田村 健
電話番号	053-523-0737
FAX 番号	053-522-3843
開設年月日	昭和 53 年 12 月 1 日
交通機関	遠州鉄道バス気賀三ヶ日線 「高台幼稚園前」下車 徒歩 3 分
入所定員	50 人
損害賠償責任保険加入先	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

3. 事業の目的と施設の理念

(1) 事業の目的

軽費老人ホームは、低額な料金で家庭環境、住宅事情等の理由により住宅において生活が困難な老人を入居させ、日常生活上必要な便宜を供与し、もって老人が健康で充実した明るい生活を送れることを目的とします。

(2) 施設の理念

私たちは、入居者の自由と尊厳を重んじ、穏やかで明るい生活づくりをめざします

4. 職員の配置状況

- (1) 施設長 1 名
- (2) 生活相談員 1 名
- (3) 介護職員 4 名
- (4) 看護職員 1 名
- (5) 栄養士 1 名
- (6) 事務員 2 名

[勤務時間 7:00～18:15(交代勤務)]

※夜間は宿直が常駐しています。

5. 第三者評価の実施状況

実施の有無	☒ 有 ・ 無	実施日	2014.12.2
評価機関の名称	静岡県社会福祉協議会	結果の開示状況	有

6. 施設サービスの概要

(1) 各種生活相談及び助言

施設は、入居者から生活相談を受けた場合は、誠意をもって対応し、必要に応じ関係各所と連携を図り助言を行う。

(2) 食事サービス

施設は、入居者に対し 1 日 3 食、高齢者の健康に配慮した食事を食堂において提供する。特に医師の指示ある場合は、その指示により特別の食事を提供する。

(3) 入浴の準備

施設は、常に入浴設備を良好に管理し、定められた時間に利用できるよう入浴の準備を行う。

(4) 緊急時の対応

施設は、入居者が急病もしくは火災等緊急避難を要する事態が発生した場合に備えて常に万全の管理体制を整備する。

(5) 在宅福祉サービス等の利用

施設は、入居者が身体状況の変化等によって日常生活上の援助が必要になった場合は、在宅福祉サービスを利用できるよう所要の措置を行う。この場合の費用は入居者の負担となる。

施設は、入居者の定期健康診断を年 2 回行い、記録を保管するとともに日常生活における健康管理に配慮する。また嘱託医による健康相談を月 2 回行う。

嘱託医師 岡田 眞人 診療科 内科
協力医療機関 総合病院 聖隷三方原病院

施設は、入居者の生活が健康で明るいものとなるよう、必要な助言を行うとともに趣味、教養、娯楽等の自主活動を実施する場合は、その適正と思われる活動に協力便宜を供する。

施設は、年間行事計画を作成する。

施設は、入居者が日常生活を営むにあたり、必要な行政機関等の手続きが困難な場合は、申し出及び同意に基づき代行する。

浜松市ひとり暮らし高齢者等配食サービス事業（受託事業）

浜松市ひとり暮らし重度身体障害者等配食サービス事業（受託事業）

(1) 別表1 もくせいの里利用料金（事務費、生活費等）

(2) 別表 2 もくせいの里特別サービス利用及び料金表
(生活支援サービス、生活利便サービス、金銭立替管理サービス)

(3) 別紙3 居室における水光熱費（電気料金、ガス料金、水道料金等）

当施設における苦情受付

(1) 苦情受付担当者	生活相談員	佐藤義也	053-523-0737
苦情解決責任者	施設長	田村 健	053-523-0737
(2) 受付時間	毎週月曜日～金曜日	8 : 30	～ 17 : 00

第三者委員苦情受付	影山定夫	053-523-2007
	縣 義昭	053-522-0883

行政機関における苦情受付窓口

浜松市北行政センター 長寿保険担当 053-523-1144

浜松市浜名区細江町気賀 305

静岡県福祉サービス運営適正化委員会 054-653-0840

静岡市葵区駿府町 1-70 (県社会福祉会館内)

10. 当施設ご利用にあたっての留意事項（運営規程第9条 再掲）

- (1) 施設は、円滑な施設運営を行うため、入居契約書、本規程等に従って施設の管理運営を行い、良好な環境の保持に努めるとともに、入居者に規程等の周知徹底を図らなければならない。
- (2) 入居者は、契約書、運営規程、重要事項説明書、生活のしおり、懇談会等の決まり事等を遵守し、良好な環境の保持に努めなければならない。
- (3) 入居者の故意または重大な過失により共用施設、居室等へ損害を与えたときは損害を弁償する。または原状回復しなければならない。
- (4) 入居者は、家族及び来訪者に対し、入居者の遵守すべき事項を遵守させるものとする。家族及び来訪者はそれらの事項を遵守しなければならない。
- (5) 入居者は、外泊するときは、その前日までに、必要事項を施設長に届け出ること。
- (6) 入居者は身上に関し重要な変更が生じたときは、速やかに届け出ること。

11. 当施設ご利用にあたっての禁止事項（運営規程第10条 再掲）

入居者は、居室及び共用施設において次に掲げる事項をしてはならない。

- (1) 居室及び共用施設もしくは敷地内において、犬、猫、小鳥等の動物を飼育し、又は敷地内で食べ物等を与えること。
- (2) 営利その他の目的による勧誘・販売・宣伝・広告等の活動及び他の入居者に自身の信仰、信条等を強要すること。
- (3) けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。
- (4) 居室、建物内において火気の使用、喫煙すること。
- (5) 施設の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害すること。

2000年 4月 1日 制定

2024年 4月 1日 改訂

2025年 4月 1日 改訂

2026年 4月 1日 改訂

私は、本書面に基づき上記重要事項の説明を受け、内容を理解し承諾いたしました。

年 月 日

入居者

住所 (〒 _____)

氏名

代筆者

住所 (〒 —)

氏名

続柄 ()

身元保証人

住所 (〒 —)

氏名

続柄 ()

説明者

軽費老人ホーム もくせいのみ

職名

氏名